

○岡山市林地崩壊防止事業等実施要綱

平成22年1月7日

市告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、林地の崩壊により市民の人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがある場合において、その復旧及び防止を目的として市が林地崩壊防止等に関する事業を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 林地 木竹が集団して生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地（主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。）をいう。
- (2) 公共施設 官公署，学校，病院，鉄道，道路，港湾その他重要な公共施設をいう。
- (3) 1箇所 居住用の建物，事業所及び公共施設(以下「保全対象物」という。)に対して一体となって被害を与えるおそれがある区域をいう。
- (4) 戸数 「林地崩壊防止事業の採択の範囲について」(平成19年3月30日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)に定めるところにより算定した居住用の建物又は事業所の戸数をいう。
- (5) 設置工作物 この告示による事業の実施に伴い築造される工作物及び植栽木をいう。

(対象事業)

第3条 この告示により市が実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 「林地崩壊防止事業実施要綱」(昭和41年11月10日付け41林野治第1858号農林事務次官通達)に基づく林地崩壊防止事業
- (2) 「災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領」(昭和63年4月7日付け63林野治第950号林野庁長官通知)に基づく災害関連山地災害危険地区対策事業
- (3) 岡山県補助治山事業実施要領(昭和50年10月22日岡山県治第597号)に基づく林地災害復旧事業及び防火管理道整備事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、荒廃のおそれのある林地の崩壊防止工事及び治山施設等の維持管理工事であって、公共の利益の保護，林業生産基盤の確保又は民生安定の見地から必要と認められる事業(以下「林地災害防止事業」という。)

(要望の申出)

第4条 この告示による事業は、林地の崩壊により土砂の流入等の被害を受け、若しくは受けるおそれのある保全対象物の所有者又は当該林地に所有権若しくは木竹を所有するための権利を有する者からの要望に基づき、次条に定める採択基準に従い予算の範囲内において実施する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(採択基準)

第5条 この告示による事業は、第3条第1号から第3号までに掲げる事業については、当該各号中に規定する実施要綱等に定める採択基準により、同条第4号の林地災害防止事業については、別表に定める採択基準に従い実施するものとする。

(形質の変更の禁止)

第6条 民法(明治29年法律第89号)第242条の規定により設置工作物の所有権を取得した者(以下「設置工作物所有者」という。)は、設置工作物の形状を市長の同意を得ることなく変更してはならない。

(注意義務)

第7条 設置工作物所有者は、設置工作物に異常を認めた場合は速やかに市に報告しなければならない。

(設置工作物の維持管理)

第8条 設置工作物の維持管理は、市が行うものとする。ただし、保安林内の設置工作物については、森林法(昭和26年法律第249号)の定めるところによるものとする。

(承諾)

第9条 市長は、この告示による事業の実施について、当該事業の実施区域に含まれる林地(以下「対象地」という。)に所有権又は木竹を所有するための権利を有する者から、別記様式により工事施工承諾書を提出させるものとする。

(設置工作物所有者の異動)

第10条 設置工作物所有者が対象地の所有権その他の権利を第三者に譲渡し、又は新たな権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、前条の工事施工承諾書に定める義務を承継させなければならない。

(受益者負担)

第11条 市長は、岡山市森林事業分担金徴収条例(昭和44年市条例第55号)の定めるところ

により、第4条に規定する者に、事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

林地災害防止事業採択基準

- 1 事業の採択基準は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 公共施設又は2以上の戸数の居住用の建物若しくは事業所に直接被害を及ぼすおそれがあると認められ(対象地が岡山市地域防災計画に登載されている山地災害危険地区に含まれるものに限る。)、かつ、1箇所につきその事業費の総額が10万円以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 対象地が一級河川又は二級河川の上流域に位置し、下流一帯に被害を及ぼすと認められるもの
    - イ 対象地がアに規定する以外のものであって、次のいずれかに該当するもの
      - (ア) 市街地又は集落の保護を目的とするもの
      - (イ) 主要公共施設の保護を目的とするもの
      - (ウ) 耕地、ため池又は用排水施設の保護を目的とするもの
      - (エ) 国庫補助事業に関連して行われるもの
      - (オ) その他市長が必要と認めるもの
  - (2) 市が実施する既設の設置工作物の維持管理に関する工事であって、1箇所につきその事業費の総額が10万円以上のももの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、事業採択しない。
  - (1) 予想される災害の発生が、森林経営上の不当行為に起因すると認められるもの
  - (2) 鉾石、石材等の採取等に起因した林地の荒廃であって、復旧に係る負担が明らかにその原因者に帰すべきものであると認められるもの
  - (3) 事業費と比較して、その経済的効果が著しく小さいと認められるもの

別記様式(第9条関係)

工事施工承諾書

年 月 日

岡山市長

様

土地所有者  
住所  
氏名

地上権者等  
住所  
氏名

下記条件により, 次の土地を使用して岡山市林地崩壊防止事業等実施要綱(平成22年岡山市告示第20号)に基づく事業が施工されることを承諾します。

所在	地番	地目	地積	実績又は見 込面積	工事実施見 込面積	所有者氏名	備考

記

- 1 工事施工に伴う償金を請求しないこと。
- 2 工作物の設置その他工事施工に伴う土地の形質の変化について異議を申し立てないこと。
- 3 工事施工に必要な立木竹の伐採について異議を申し立てないこと。また、それに対する損失補償を要求しないこと。
- 4 設置工作物の形状を市長の同意を得ることなく変更しないこと。
- 5 設置工作物に異常を認めた場合は、速やかに市に報告すること。
- 6 事業実施行為及び事業完了後の設置工作物に対する市の維持管理行為を拒まず、また、妨げるような行為をしないこと。
- 7 工事施工に必要な材料(石材, 切芝, 粗朶, 砂礫等)を無償で採取しても異議を申し立てないこと。
- 8 対象地の所有権その他の権利を第三者に譲渡し、又は新たな権利を設定する場合は、譲受人その他新たに権利を取得することとなる者に対し、岡山市林地崩壊防止事業等実施要綱第9条の工事施工承諾書に定める義務を承継させること。